

## 和歌山県役務の提供等の契約に係るオープンカウンターの取扱基準

(令和6年1月1日以降実施分)

### 第1 目的

この基準は、和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係るオープンカウンターを実施するに当たり、必要な事項を定める。

### 第2 対象業務

この基準の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、原則として当該契約の予定価格が随意契約の限度額（\*1）以下である参加資格要綱の別表（\*2）による業務種目「大分類1から17」の業務とする。

### 第3 オープンカウンターの方法

対象業務については、原則としてオープンカウンターを実施する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合は、オープンカウンターの方法以外の随意契約によることができる。

また、オープンカウンターは、対象業務の調達の手続及び内容を県ホームページに掲載した上、見積書を提出（郵送を含む。）させて落札者（随意契約の相手方）を決定する方法により実施する。

### 第4 オープンカウンターの参加条件

オープンカウンターに参加できる者は、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に記載されている者（入札参加資格の停止中の者を除く。以下「名簿登録業者」という。）のうち、原則として県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）とする。

また、県の地方機関が実施するオープンカウンターに参加できる者は、原則として県内業者のうち当該地方機関についての管内に本店を有する者（以下「管内業者」という。）とする。

なお、オープンカウンターの参加条件としては、条件付き一般競争入札取扱基準の別表（\*3）に定める対象業務の業務種目ごとの人材要件及び実績要件は、原則として適用しないものとする。ただし、そのオープンカウンターの必要に応じて、人材要件又は実績要件において規定された項目をそのオープンカウンターの参加条件の技術要件等として加えることについてはできるものとする。

### 第5 地域条件

オープンカウンターの地域条件については、そのオープンカウンターを実施する所属（以下「実施機関」という。）が、本庁の実施機関にあつては県内業者の優先を、地方機関の実施機関にあつては管内業者の優先を原則として、そのオープンカウンターの実施の都度、定めるものとする。

この場合において、地方機関ごとの管内業者は、原則として別表の区分によるものとする。ただし、地方機関の実施機関にあつては、そのオープンカウンターの契約の内容の必要に応じて、その管内業者の区分を別途の市町村又は郡を加えて変更することができるものとする。

#### (1) 本庁における地域条件

県内業者によるオープンカウンターの実施を原則とする。

なお、県内業者だけでは、入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業

務（当該契約に係る業務種目に登録されている県内業者が原則として5者未満のもの）又は履行が困難と見込まれる業務（当該契約に係る技術要件、仕様等が著しく入札参加業者を少なくすると見込まれるもの。以下同じ。）については、県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している名簿掲載業者（以下「準県内業者」という。）もオープンカウンターに参加させることができるものとする。

また、県内業者に準県内業者を加えてもなお入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務（当該契約に係る業務種目に登録されている県内業者及び準県内業者が原則として5者未満のもの）若しくは履行が困難と見込まれる業務又は和歌山県が発注する頻度が極めて少ない特殊な業務（新規開発業務、全国規模の大規模イベント関連業務等県外業者の実績、経験等が特に有用と見込まれるもの）については、県外業者（県内業者及び準県内業者以外の名簿掲載業者をいう。）もオープンカウンターに参加させることができるものとする。

(2) 地方機関における地域条件

管内業者によるオープンカウンターの実施を原則とする。

なお、管内業者だけでは、入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務又は履行が困難と見込まれる業務については、県内業者もオープンカウンターに参加させることができるものとする。この場合において、当該県内業者を管内に支店等を有しているものに限ることもできるものとする。

また、県内業者に準県内業者又は県外業者を加える場合については、(1)の規定を準用するものとする。

第6 適用

この取扱基準は、令和6年1月1日以後に実施するオープンカウンター公告に係るオープンカウンターについて適用する。

- (\*1) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条に規定する随意契約の限定額（工事又は製造の請負契約は250万円、物件の借入れ契約（リース・レンタル契約等）は80万円、その他の契約（委託契約等）は100万円等）
- (\*2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の別表「役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表」
- (\*3) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和5年10月1日以降実施分）」（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実施要件」

別表（第5関係）

区 分	管 内 事 業 者
和歌山市、海南市又は海草郡に所在する地方機関	和歌山市、海南市又は海草郡に本店を有している者
岩出市又は紀の川市に所在する地方機関	岩出市又は紀の川市に本店を有している者
橋本市又は伊都郡に所在する地方機関	橋本市又は伊都郡に本店を有している者
有田市又は有田郡に所在する地方機関	有田市又は有田郡に本店を有している者
御坊市又は日高郡に所在する地方機関	御坊市又は日高郡に本店を有している者
田辺市又は西牟婁郡に所在する地方機関	田辺市又は西牟婁郡に本店を有している者
新宮市又は東牟婁郡に所在する地方機関	新宮市又は東牟婁郡に本店を有している者

備考

地方機関とは、和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第3条第2項第2号に規定する機関をいう。

別表(第4関係)

「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」

発注業務において付託する最低限の条件

○各業務の共通の条件

- 登録要件欄の「当該業務の登録」とは、その発注業務に対応する業務種目で、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていることをいう。  
登録要件欄に2件以上の要件が記載されているものは、それぞれの要件が必要であることを示している。
- 人材要件欄の「●●●資格者」や「●●●経験を有する者」とは、入札参加者本人又はその職員（役員を含む。）で、常勤の者をいう。また、「1年以上の▲▲▲の実務経験」とは、▲▲▲を業とする事業者本人又はその従業員として、1年以上の期間継続して▲▲▲の実務に従事（必ずしも専従かつ連続している必要はないこと。）していたことをいう。  
人材要件欄に2件以上の要件が記載されているものは、それぞれの要件が必要であることを示している。なお、同一人が複数の人材要件を満たしている場合には、それぞれの人材要件について1名と認めるものとする。
- 実績要件欄の「直近5カ年に●●●の契約実績」とは、その入札公告の日から過去5年間に、契約した●●●の業務を適正に履行（完了）したことをいう。  
実績要件欄の「国又は地方公共団体」とは、契約の相手方が「国又は地方公共団体」でなければならないことを示している。この場合において、民間実績（独立行政法人、公社、民間企業等を契約の相手方とするもの）のみを有する場合は、それが国等との同等の実績であるか、別途認定審査会の審査を受け、認められる必要がある。  
実績要件欄の「同規模の契約実績」とは、その発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約実績をいう。

○各業務ごとの条件

1 建築物の保守管理業務

業務種目		業務レベル		登録要件	人材要件	実績要件
1	建築物清掃	A	小規模建築物 1,000㎡未満	当該業務の登録	1級ビルクリーニング技能士(*1) 1名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（民間実績含む。）。
		B	中規模建築物 1,000㎡以上 20,000㎡未満	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(*2) 1名以上 ・ビルクリーニング技能士(*1) 2名以上 （うち1名は1級、それ以外の者は1級又は2級であること）	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
		C	大規模建築物 20,000㎡以上	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(*2) 1名以上 ・ビルクリーニング技能士(*1) 3名以上 （うち1名は1級、それ以外の者は1級又は2級であること）	
2	建築物周辺清掃・保守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
3	建築物飲料水貯水槽清掃	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
4	ボイラーの運転・清掃・保守	A	小中規模 25㎡未満	当該業務の登録	・2級ボイラー技士(*3) 1名以上 ・ボイラー整備士(*4) 1名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
		B	大規模 25㎡以上 500㎡未満	当該業務の登録	・1級ボイラー技士(*5) 1名以上 ・ボイラー整備士(*4) 1名以上	
5	建築物ねずみ昆虫等防除	A	小規模建築物 1,000㎡未満	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（民間実績含む。）。
		B	中規模建築物 1,000㎡以上	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者2名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
6	シロアリ駆除・消毒作業	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
7	浄化槽保守	A	小型浄化槽 50人槽以下	当該業務の登録	・浄化槽管理士(*6) 1名以上 ・1年以上浄化槽の保守を担当した技術者1名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（民間実績含む。）。
		B	中型浄化槽 51人槽以上 500人槽以下	当該業務の登録	・浄化槽管理士(*6) 1名以上 ・1年以上浄化槽の保守を担当した技術者1名以上	
		C	大型浄化槽 501人槽以上	当該業務の登録	浄化槽技術管理者(*7) 1名以上	

8	給排水・換気設備等保守	全ての業務		当該業務の登録	ビル設備管理技師(*1)1名以上		
9	冷暖房設備等保守 (ボイラー式のもの は「4」による。)	A 冷暖房・冷温水機等の保守 点検		当該業務の登録	同メーカー製同種機械保守経験1年以上の技 術者1名以上	直近5ヶ年において、同種同 規模の契約実績があること (国又は地方公共団体)。	
		B フロン排出抑制法による定 期点検		当該業務の登録	第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者(* 22)又は空調設備等保守について十分な知見 を有する者(*23)1名以上		
10	電気設備等の 運転・監視	A 一般電気設備 電気設備・冷暖 房設備の運転・ 監視・調整		当該業務の登録	・電気主任技術者(*8)1名以上(電気設備) ・平成15年経済産業省告示第249号第1 条に定める実務経験を有する者1名以上 (電気設備) ・同種の運転経験等を1年以上有する者1名 以上(冷暖房設備)	直近5ヶ年において、同種同 規模の契約実績があること (国又は地方公共団体)。	
		B 自家発電設備 自家発電設備		当該業務の登録	・電気主任技術者(*8)1名以上 ・平成15年経済産業省告示第249号第1 条に定める実務経験を有する者1名以上 ・自家発電設備専門技術者(*9)1名以上		
11	電気設備等保守	A 一般電気設備 電気設備の保守		当該業務の登録	・電気主任技術者(*8)1名以上 ・平成15年経済産業省告示第249号第1 条に定める実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同 規模の契約実績があること。 ただし、南紀白浜空港航空灯 火施設維持管理業務については、過去に同種同規模の契約 実績があること(国又は地方 公共団体)。	
		B 自家発電設備 自家発電設備		当該業務の登録	・電気主任技術者(*8)1名以上 ・平成15年経済産業省告示第249号第1 条に定める実務経験を有する者1名以上 ・自家発電設備専門技術者(*9)1名以上		
12	音響、放送、時計 設備等保守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上		
13	有線通信設備保守	A 中小規模設備	7ナロ <sup>g</sup> 回線50 回線以下		当該業務の登録	A I 第2種以上の有資格者1名以上	直近5ヶ年において、同種同 規模の契約実績があること (国又は地方公共団体)。
			回線速度 100Mbps以下		当該業務の登録	D D 第2種以上の有資格者1名以上	
		B 大規模設備	7ナロ <sup>g</sup> 回線50 回線超		当該業務の登録	第1級アナログ通信(A I 第1種を含む)又は 総合通信(A I・D D 総合種を含む)有資格 者 (*10)1名以上	
			回線速度 100Mbps超		当該業務の登録	第1級デジタル通信(D D 第1種を含む)又は 総合通信(A I・D D 総合種を含む)有資格 者 (*10)1名以上	
14	無線通信設備保守	全ての業務		当該業務の登録	陸上無線技術士又は第1級陸上特殊無線技士 (*11)1名以上		
15	テレビ電波障害 対策設備保守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上		
16	中央監視設備等保守	全ての業務		当該業務の登録	・1級計装士(*12)1名以上 ・同メーカー製同種機械保守経験1年以上 の技術者1名以上		
17	昇降機等保守	A メンテナンス以外		当該業務の登録	昇降機等検査員(*13)1名以上	直近5ヶ年において、同種同 規模の契約実績があること (国又は地方公共団体)。	
		B メンテナンス		当該業務の登録	・昇降機等検査員(*13)1名以上 ・直近の2ヶ年間、同メーカー製昇降機保 守経験技術者1名以上		
18	自動ドア保守	全ての業務		当該業務の登録	自動ドア施工技師(*1)1名以上		
19	附帯設備保守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上		

20	建具・床等保守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。		
21	危険物施設保守	A	危険物管理	危険物の保安管理	当該業務の登録		甲・乙1～6類危険物取扱者(*14)1名以上	
		B	総合管理	危険物の保安管理及びバルク等設備保守	当該業務の登録		・甲・乙1～6類危険物取扱者(*14)1名以上 ・定期点検技術者講習修了者(*15)1名以上	
22	消防設備保守	A	保守管理	保守管理	当該業務の登録		消防設備点検資格者(*16)又は消防設備士(*17)1名以上	
		B	総合管理	整備を伴う保守管理	当該業務の登録		消防設備士(*17)1名以上	
23	避雷設備保守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上			
24	建築物空気環境測定	A	小規模建築物	1,000㎡未満	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（民間実績含む。）。	
		B	中規模建築物	1,000㎡以上 20,000㎡未満	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(*2)1名以上 ・1年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者2名以上		直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
		C	大規模建築物	20,000㎡以上	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(*2)1名以上 ・1年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者3名以上		
25	建築物等の点検	全ての業務		当該業務の登録	一級建築士(*18)、二級建築士(*18)又は特定建築物調査員(*19)いずれか1名以上			
26	建築設備等の点検	全ての業務		当該業務の登録	一級建築士(*18)、二級建築士(*18)、建築設備検査員(*20)又は防火設備検査員(*21)いずれか1名以上			

- \* 1 職業能力開発促進法第44条に基づく当該職種の実務検定に合格し、同法第49条の規定により合格証書の交付を受けている者をいう。また、1級ビルクリーニング技能士については、改正省令（厚生労働省第四十七号）の施行前に、ビルクリーニング職種に係る技能検定に合格した者を含む。
- \* 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条の規定により厚生労働大臣から当該免状の交付を受けている者をいう。
- \* 3 労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1項第3号の免許を有する者をいう。
- \* 4 労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第113条の免許を有する者をいう。
- \* 5 労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1項第2号の免許を有する者をいう。
- \* 6 浄化槽法第2条第1項第1号で定められている者で、同法第45条第1項の規定により、環境大臣から当該免状の交付を受けている者をいう。
- \* 7 浄化槽法第10条第2項に基づく、環境省関係浄化槽法施行規則第8条に規定する資格を有する者をいう。
- \* 8 電気事業法第44条の規定により、経済産業大臣から当該免状の交付を受けている者をいう。
- \* 9 公益社団法人日本内燃力発電設備協会の自家発電設備専門技術者試験に合格し、当該資格証を有している者をいう。
- \* 10 電気通信事業法に基づく工事担任者規則第4条に定めるそれぞれの資格について、第38条の規定により、総務大臣からそれぞれの資格証の交付を受けている者をいう。
- \* 11 無線従事者規則第47条の規定により、総務大臣等から当該無線従事者免許証の交付を受けている者をいう。
- \* 12 一般社団法人日本計装工業会が実施する登録計装試験の当該合格者をいう。
- \* 13 建築基準法施行規則第6条の6表（い）欄（四）の規定による当該資格者証の交付を受けている者をいう。
- \* 14 消防法第13条の2の規定により、都道府県知事から当該免状の交付を受けている者をいう。
- \* 15 一般財団法人全国危険物安全協会が実施する定期点検技術者講習修了の修了証を有している者をいう。
- \* 16 一般財団法人日本消防設備安全センターが実施する消防設備点検資格者講習修了の免状を有している者をいう。
- \* 17 消防法第17条の7の規定により、都道府県知事から当該免状の交付を受けている者をいう。
- \* 18 建築士法第23条第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に所属している者に限る。
- \* 19 建築基準法施行規則第6条の6表（い）欄（一）の規定による当該資格者証の交付を受けている者をいう。
- \* 20 建築基準法施行規則第6条の6表（い）欄（二）の規定による当該資格者証の交付を受けている者をいう。
- \* 21 建築基準法施行規則第6条の6表（い）欄（三）の規定による当該資格者証の交付を受けている者をいう。
- \* 22 一社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が実施する第一種冷媒フロン類取扱技術者、又は一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が実施する第二種冷媒フロン類取扱技術者試験に合格し、当該技術者証の交付を受けている者をいう。
- \* 23 一定の資格等、又は十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者（和歌山県庁環境管理課ホームページ参照）

2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理の業務

業務種目	業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1 除草	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
2 樹木管理・芝生管理（剪定・殺虫消毒を含む。）	全ての業務	当該業務の登録	造園施工管理技士(*1)又は造園技能士(*2)1名以上	

\* 1 建設業法第27条の技術検定制度により、国土交通大臣から当該技術検定の合格証明書の交付を受けている者をいう。

\* 2 職業能力開発促進法第44条に基づく当該職種の技能検定に合格し、同法第49条の規定により合格証書の交付を受けている者をいう。

3 撤去作業、凍結防止の業務

業務種目	業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1 船舶等解体・ボート等撤去	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
2 道路凍結防止	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	

4 警備の業務

業務種目	業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1 建物警備	A 小規模建築物	1,000㎡未満 当該業務の登録	・施設警備検定1級又は2級所持者(*1)1名以上 ・建物で3年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（民間実績含む。）。
	B 中規模建築物	1,000㎡以上 20,000㎡未満 当該業務の登録	・施設警備検定1級又は2級所持者(*1)2名以上 ・建物で3年以上の実務経験を有する者2名以上	
	C 大規模建築物	20,000㎡以上 当該業務の登録	・施設警備検定1級又は2級所持者(*1)3名以上 ・建物で3年以上の実務経験を有する者3名以上	
2 機械警備	全ての業務	当該業務の登録	機械警備業務管理者資格者証の交付者(*2)1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
3 港湾・空港施設警備	A 港湾保安警備	港湾施設等の警備業務 当該業務の登録	・警備員指導教育責任者資格証の交付者(*3)3名以上 ・機械警備業務管理者資格者証の交付者(*2)1名以上 ・施設警備検定（2級以上）所持者(*1)3名以上	
	B 空港警備	空港施設の警備 当該業務の登録	施設警備業務2級以上の検定所持者(*1)8名以上（うち同1級検定所持者4名以上）	
4 防犯パトロール	全ての業務	当該業務の登録	・主たる事業所等において、警備員4名以上（常勤警備員2名以上を含む。） ・その他の営業所においては、常勤警備員2名以上、又は主たる営業所においては、警備員10名以上（常勤警備員6名以上を含む。） ・保有している車輛が営業所数以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。
5 交通誘導・交通整理・警備	全ての業務	当該業務の登録	交通誘導警備2級以上の検定所持者(*1)1名以上	

\* 1 警備業法第23条第4項により当該検定の合格証明書の交付を受けている者をいう。

\* 2 警備業法第42条第2項に基づき、公安委員会から機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者をいう。

\* 3 警備業法第22条第2項に基づき、公安委員会から警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者をいう。

5 廃棄物処理の業務

業務種目		業務レベル		登録要件	人材要件	実績要件
1	産業廃棄物処理 (収集・運搬)	A	特別管理以外 特別管理廃棄物 を含まない	当該業務の登録	/	直近5ヶ年において、同種同規模 の契約実績があること(国又は地 方公共団体)。
		B	特別管理	特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可(*1)		
2	産業廃棄物処理 (中間処理・処分)	A	特別管理以外 特別管理廃棄物 を含まない	当該業務の登録		
		B	特別管理	特別管理産業廃棄物 処分業許可(*2)		
3	一般廃棄物処理 (収集・運搬)	全ての業務		・当該業務の登録 ・一般廃棄物収集運搬 業許可(*3)		

\* 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項に基づく許可を受けている者をいう。

\* 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項に基づく許可を受けている者をいう。

\* 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく許可を受けている者をいう。  
(ただし、当該業務については和歌山市に所在地を置く所属のみを対象とするため、和歌山市長の許可を受けている者)

6 情報処理の業務

業務種目		業務レベル		登録要件	人材要件	実績要件
1	システム調査・分析	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	直近5ヶ年において、同種の 契約実績があること。ただ し、契約期間が5年以上の契 約を実績とする場合は、直近 3ヶ年において、同種の契約 実績があること(民間実績含 む。)
2	システム開発・ 改良・運用・保守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	
3	ハードウェア等保 守	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	
4	クラウド等サービ ス	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	
5	インターネット コンテンツ作成・ 運用	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	
6	データ処理	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	

(注) 現に発注する上記の業務種目の各要件については、情報システム統括機関とのシステム導入事前協議の上、その内容を調整する。

7 特殊設備保守管理の業務(建築物に係るものを除く。)

業務種目		業務レベル		登録要件	人材要件	実績要件
1	プールろ過装置 保守管理	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	直近5ヶ年において、同種同 規模の契約実績があること (民間実績含む。)
2	遊具・運動設 備・砂場保守 管理	A	運動設備	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	
		B	遊具・砂場保守管理	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専 門技術者1名以上 (専門技術者:同種の遊具・砂場の構造を熟 知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専 門的な技能を有する者)	
3	展示・映像・ 照明・音響設備 保守管理	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者 1名以上	

4	ガス配管設備保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上（医療ガス配管設備にあつては3年以上）の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：同種のガス配管設備の構造やそのガスの危険性を熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者）	
5	道路・河川・港湾等設備保守管理	A 駐車場設備の保守管理	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年（浮橋については、直近10ヶ年）において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
		B 道路・河川・港湾・交通安全設備・緊急通報装置保守管理	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：同種の道路・河川・港湾・交通安全設備・緊急通報装置の構造を熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者）	
6	空港消防設備消防業務・保守管理	全ての業務	当該業務の登録	・消防業務を過去10年以内に1年以上経験した者2名以上 ・普通以上の自動車運転免許所持者7名以上（うち大型以上の自動車運転免許所持者4名以上）	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
7	船舶・船舶給水設備操作保守管理	A 給水設備の保守管理	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること。ただし、高速船の保守管理業務においては、直近10ヶ年において、高速船の上架の契約実績があること（民間実績含む。）。
		B 船体の保守管理	・当該業務の登録 ・小型船造船業登録（*1）	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：船体の構造を熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者）	
		C 船舶機関等の保守管理	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：船舶機関等の構造を熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者）	
8	船舶無線設備の保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：船舶無線設備の構造を熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者）	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
9	水処理設備・装置保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
10	工業用水道施設運転・保守管理	全ての業務	当該業務の登録	・電気主任技術者（*2）1名以上 ・同種の業務の3年以上の実務経験を有する者1名以上	
11	工業用水道設備点検・保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	

\* 1 小型船造船業法第4条に基づく登録を受けている者をいう。

\* 2 電気事業法第44条の規定により、経済産業大臣から当該免状の交付を受けている者をいう。

8 機械等保守管理の業務（建築物に係るものを除く。）

業務種目		業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1	分析・計測機器保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：同種の分析・計測機器の構造を熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者）	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
2	医療機器保守点検	全ての業務	当該業務の登録	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医療機器の修理業の許可を有する者又は同種の医療機器について厚生労働省令で定める基準に適合し、適正な医療機器保守点検を受託できると認められる者 ・同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：同種の医療機器の構造を熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者）	
3	事務機器・教育用工作機器保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
4	高圧ガス製造機器保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
5	機械ボイラー保守管理	A 簡易ボイラー・小型ボイラーの点検・保守管理	当該業務の登録	・同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上 ・ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習修了者1名以上	直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（民間実績含む。）。
		B ボイラー（簡易ボイラー・小型ボイラーを除く。）の点検・保守管理	当該業務の登録	・同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上 ・ボイラー技士1名以上	
6	自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	A 特定自主検査	・当該業務の登録 ・検査対象機械等の種類の特定自主検査の業者登録(*1)	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
		B 特定自主検査を除く点検・保守管理等	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
7	ガントリークレーン保守管理	全ての業務	当該業務の登録	・同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上 ・クレーン・デリック運転士1名以上	

\*1 労働安全衛生法第54条の3第1項の登録を受けている者をいう。

9 運送・保管の業務

業務種目		業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1	旅客運送	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
2	貨物・美術品運送	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
3	自動車運搬	A レッカー作業	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
		B レッカー作業以外の自動車運搬	・当該業務の登録 ・一般貨物自動車運送事業許可	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
4	保管	全ての業務	当該業務の登録	倉庫管理主任者(*1)1名以上	
5	公用自動車運行・保守管理	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	

\*1 倉庫業法第11条に基づき、倉庫業者が選任した者をいう。

10 企画・広告・手配の業務

業務種目		業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1	広告・デザイン・映像制作	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
2	大会・イベント企画・研修企画運営	A 大会・イベント企画	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
		B 研修企画	当該業務の登録	同種の業務（専門講師の派遣を含む。）の1年以上の実務経験を有する者1名以上（専門講師：研修すべき内容について熟知し、専門的な知見や詳細な説明に必要な専門的な知識を有する者）	
3	旅行手配	全ての業務	当該業務の登録	旅行業務取扱管理者（*1）1名以上	
4	賞状等筆耕	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
5	速記・テープ起こし	A 速記	当該業務の登録	速記（*2）2級又は1級を有する者1名以上	
		B テープ起こし等	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
6	壺花生け込み・貸植木	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	

\* 1 旅行業法施行規則第14条に基づき、国土交通大臣から当該合格証の交付を受けている者をいう。

\* 2 公益社団法人日本速記協会の速記技能検定の当該級に合格した者をいう。

11 測定・検査・調査研究等の業務

業務種目		業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1	環境測定（水質）	全ての業務	当該業務の登録	・環境計量士（*1）1名以上 ・同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：水の物質濃度測定について熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専門的な技能を有する者）	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。
2	環境測定（土壌）	全ての業務	当該業務の登録	・環境計量士（*1）1名以上（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の場合は、なしも可） ・同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：土壌の物質濃度測定について熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専門的な技能を有する者）	
3	環境測定（大気質）	全ての業務	当該業務の登録	・環境計量士（*1）1名以上 ・同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：大気の物質濃度測定について熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専門的な技能を有する者）	
4	環境測定（騒音・振動）	全ての業務	当該業務の登録	・環境計量士（*1）1名以上 ・同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：音圧・振動加速度レベル測定について熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専門的な技能を有する者）	
5	アスベスト濃度測定	全ての業務	当該業務の登録	第1種作業環境測定士（*2）1名以上	
6	ダイオキシン類測定	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：ダイオキシン類の測定方法を熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専門的な技能を有する者）	
7	理化学検査・食品検査	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 （専門技術者：理化学検査・食物検査の方法を熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専門的な技能を有する者）	

8	臨床検査 (医療機関外)	全ての業務	当該業務の登録	臨床検査技師(*3)1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること (民間実績含む。)
9	健康診断	全ての業務	当該業務の登録	医師又は歯科医師1名以上	
10	被曝線量測定検査	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 (専門技術者:被曝線量の測定方法を熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な専門的な技能を有する者)	
11	調査研究・統計作業	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること (国又は地方公共団体)。
12	地形調査・測量	全ての業務	当該業務の登録	・測量士(*4)1名以上 ・同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上(専門技術者:地形の調査・測量について熟知し、専門的な知見や詳細な調査に必要な専門的な技能を有する者)	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること (民間実績含む。)

\*1 計量法施行令第34条に基づき、計量法施行規則第50条第1項第1号及び第2号の区分に応じて、経済産業大臣から計量士登録証の交付を受けている者をいう。

\*2 作業環境測定法第7条に基づき、厚生労働大臣の当該登録を受け、同法第10条の当該登録証の交付を受けている者をいう。

\*3 臨床検査技師等に関する法律第3条に基づき、厚生労働大臣の免許を受けている者をいう。

\*4 測量法第49条に規定する測量士名簿に登録されている者をいう。

## 12 森林整備等の業務

業務種目		業務レベル		登録要件	人材要件	実績要件	
1	森林整備	A	小規模	300万円未満	当該業務の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験(年間60日以上森林整備に従事)が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。</li> <li>専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul>	直近5ヶ年において、契約額50万円以上の森林施業の実績を2回以上有すること(国又は地方公共団体)。
		B	中規模	300万円以上1,000万円未満	当該業務の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験(年間60日以上森林整備に従事)が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。</li> <li>専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul>	
		C	大規模	1,000万円以上	当該業務の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験(年間60日以上森林整備に従事)が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。</li> <li>専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul>	
2	森林調査(I)	A	小規模	100万円未満	当該業務の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種の業務実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>専門技術者は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul>	直近5ヶ年において、契約額20万円以上の森林調査の実績を2回以上有すること(国又は地方公共団体)。
		B	中規模	100万円以上	当該業務の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種の業務実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>専門技術者は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul>	
3	森林調査(II)	全ての業務		当該業務の登録	同種の業務実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績を有すること(国又は地方公共団体)。	
4	森林病虫害対策	A	小規模	100万円未満	当該業務の登録	専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	直近5ヶ年において、業務レベルA以上の森林病虫害対策の実績を2回以上有すること(国又は地方公共団体)。
		B	中規模	100万円以上	当該業務の登録	専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	

13 給食の業務

業務種目	業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1 病院給食	全ての業務	当該業務の登録	・管理栄養士(*1) 1名以上 ・調理師(*2) 1名以上	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること(民間実績含む。)
2 学校給食	全ての業務	当該業務の登録	・栄養士(*3) 1名以上 ・調理師(*2) 1名以上	

\* 1 栄養士法第4条第4項に基づき、厚生労働大臣から免許証の交付を受けている者をいう。

\* 2 調理師法第3条第3項に基づき、都道府県知事から免許証の交付を受けている者をいう。

\* 3 栄養士法第4条第2項に基づき、都道府県知事から免許証の交付を受けている者をいう。

14 リース・レンタルの業務

業務種目	業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1 医療機器リース・レンタル	全ての業務	当該業務の登録	/	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること(民間実績含む。)
2 事務機器・資機材・日用雑貨品・設備リース・レンタル	全ての業務	当該業務の登録		
3 建物・自動車・重機等リース・レンタル	全ての業務	当該業務の登録		
4 船舶リース・レンタル	全ての業務	当該業務の登録		
5 白衣類リース・レンタル	全ての業務	当該業務の登録	クリーニング師1名以上	
6 医療基準寝具類リース・レンタル	全ての業務	当該業務の登録	クリーニング師1名以上	

15 美術品・文化財保存の業務

業務種目	業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1 美術品・文化財保存修理	A 美術品	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上(専門技術者:同種の保存修理について熟知し、専門的な知見や詳細な処理に必要な専門的な技能を有する者)	直近5ヶ年において、同級の美術品についての同種の保存修理の契約実績があること(国又は地方公共団体)。
	B 未指定から県指定級までの文化財及び古文書等	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上(専門技術者:文化財(古文書等)の同種の保存修理について熟知し、専門的な知見や詳細な処理に必要な専門的な技能を有する者)	
	C 国宝及び重要文化財級の文化財	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上(専門技術者:文化財の同種の保存修理について熟知し、専門的な知見や詳細な処理に必要な専門的な技能を有する者)	
2 文化財虫菌害防除	A 未指定から県指定級までの文化財及び古文書等	当該業務の登録	・文化財虫菌害防除作業主任者(*1) 1名以上 ・特定化学物質作業主任者(*2)又は毒物劇物取扱責任者(*3)等当該業務に必要な資格を有する者1名以上	直近5ヶ年において、同級の文化財(古文書等)についての同種の虫菌害防除の契約実績があること(国又は地方公共団体)。
	B 国宝及び重要文化財級の文化財	当該業務の登録	・文化財虫菌害防除作業主任者(*1) 1名以上 ・特定化学物質作業主任者(*2)又は毒物劇物取扱責任者(*3)等当該業務に必要な資格を有する者1名以上	

\* 1 公益財団法人文化財虫害研究所が行う能力認定試験に合格した者をいう。

\* 2 労働安全衛生法第14条に基づき、同法別表第18第20号の技能講習を修了している者をいう。

\* 3 毒物及び劇物取締法第8条に規定する資格を有する者をいう。

16 人材の業務

業務種目		業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1	相談支援業務受託	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 (専門支援者: 対応する支援項目を熟知し、専門的な知見や適切な支援に必要な指導力を有する者)	直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること (民間実績含む。)
2	保育業務受託	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
3	通訳・翻訳事務受託	全ての業務	当該業務の登録	該当する言語での同種の業務の1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上 (専門技術者: 関係する言語を熟知し、専門的な知見や正確な通訳・翻訳に必要な技能を有する者)	
4	総務事務・軽作業受託	全ての業務	当該業務の登録	同種の業務の1年以上の実務経験を有する者1名以上	
5	人材派遣	全ての業務	当該業務の登録		

17 保険の業務

業務種目		業務レベル	登録要件	人材要件	実績要件
1	損害保険	全ての業務	当該業務の登録		直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること (民間実績含む。)